

# 勇魚 ISANA Jun. 1997 No.16

## 目次

- 鯨類資源の賢明な利用 . . . 1  
玉澤徳一郎  
自民党捕鯨議員連盟 会長  
衆議院議員
- 岐路に立つ C I T E S . . . 2  
ランディー・デューク・カニンガム  
米国下院議員
- 誰が I W C から去るべきか? . . . 4  
ステファン・S・ポイントン  
ヘンケ・アンド・アソシエイツ社 副社長/法律顧問
- 仙台ワークショップに思うこと . . . 7  
アルネ・カラン  
オスロ大学 文化人類学者
- 反捕鯨運動に根ざす無知とロマンチズム . . . 11  
メアリー・キング  
英国ジャーナリスト

## ごあいさつ

### 鯨類資源の賢明な利用

玉澤徳一郎

自民党捕鯨議員連盟 会長

衆議院議員

21 世紀における最大の課題は、人口問題と食料問題であると言われてい  
ます。

食料の生産は、陸と海に大別されますが、穀物や畜肉などの陸性の食料生産  
はほぼ限界に近づきつつあり、21 世紀の人口増加(2050 年に世界人口は 100  
億に達すると推測されている)に対応する増産が期待できないと言われていま  
す。

一方、地球表面の 2/3 を占める海洋の生物資源は、これを科学的かつ適正に  
管理すれば再生産可能な食料資源として、持続的利用が十分可能な自然資源で  
す。

最近、調査の結果、鯨類が大量の海洋生物を捕食していることが判明し、科  
学者の推計では世界の鯨類が捕食する海洋生物の量は約 5 億トンに達するとの  
ことです。FAO(国連食料農業機関)の発表した世界の総漁獲量は約 8,000 万  
トンでありますから、鯨類は人間の食料の 6 倍以上を消費していることになり  
ます。

このことを考えますと、鯨類だけを一方的に保護することは、人類の大切な  
食料である水産資源を減少させるばかりでなく、海洋生態系のバランスを崩す  
ことにもなります。21 世紀の食料問題を考慮した時、鯨類を含む海洋生物資  
源の持続的利用は人類にとって必要不可欠です。

しかし残念ながら、まだ世界の多くの国々で、こうした考え方に対する理解  
が得られていない状況にあります。私は、この捕鯨問題の解決のために、各国  
の議員と十分話し合い、理解を得ていくことが議員としての使命と考えており  
ます。

各国が、21 世紀の食料問題を見据え、鯨類の持続的利用に、賢明なる判断  
をされることを私は期待してやみません。

## 岐路に立つ CITES

### ランディー・デューク・カニンガム

米国下院議員

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES)の第10回締約国会議がジンバブエのハラレで開催される。今回の会議で、再生可能な野生生物と海産資源の科学的で持続可能な利用という概念が維持されるか、または「非消費的利用」という前提に立った考え方が採用されるかが明らかになる。CITES 締約国である 132 カ国が討議するさまざまな提案を見ると、再生可能な動植物のための管理概念が多岐にわたっていることが歴然としている。これらの提案は、世界中に生存する多くの生物資源に関する国内・国際管理上の指標となる。

CITES は 1973 年に創設され、米国では「絶滅の危機にある種に関する法律」という国内法の通過とともに施行された。同条約では、“一定の野生の動植物を、国際取引による過剰利用から保護するためには国際協力が不可欠である”とし、絶滅の恐れのある種を、各附属書に掲載することによって規制を行なっている。すなわち、附属書? に掲載される種は「絶滅のおそれがある」と考えられ、その取引は禁止される。附属書? の種は「絶滅の脅威にさらされている」と考えられるが、その存続を脅かすような利用を回避するため、厳格な規則に従うという条件で、取引が許可される。人間に経済的恩恵をもたらす、再生可能な資源の取引に各国が自由に参加できるようにすることで、この制度は概して効果的に機能してきており、再生可能な動植物のための科学的かつ適切な管理方式が作り出されたといえる。CITES では、以前から、附属書? や? への掲載にあたっては、“そのような掲載の必要性を裏づける、信頼性のある科学的根拠を提示する”ことが締約国間で合意されている。

今年の第 10 回締約国会議ではさまざまな提案が行われるが、それぞれに共通する政策上の問題が存在する。すなわち、科学的な管理・規制を重んじるか、あるいは非科学的な論理と感情に基づいて行なうのかという点である。多くの提案の中に、再生可能な野生生物と海産資源の適切な管理・規制のあり方が明確に示されている。何百年にもわたって自国の文化の一部として利用してきた生物の取引の再開に関心をもつ多くの国がある。CITES による保護措置は、これらの国々が、多くの動植物を伝統的かつ消費的に利用することを妨げてきた。これらの動植物の利用は、他の国々にとっては、特に論議の対立を生む、感情

的かつ倫理的問題となっている。

生物種の規制は以下の明確な要因に基づくべきである。

(1) 締約国の行動が、科学的根拠に基づいているか。

(2) 適切かつ効果的な“厳格な規則”が実施され得るか。

締約国がこれらの基準の双方を満たすよう考慮すれば、絶滅の危険に直面する動植物のための処置が適切にとれるはずである。

いかなる形であろうと、野生生物や海産資源の消費的利用に反対する多数の非政府組織(NGO)のオブザーバーが第 10 回締約国会議に参加する。これらの NGO は、そこに科学的根拠とか、消費を前提とした管理の必要性があろうとも、あるいはそれによって影響を被る国々に文化的、歴史的伝統があろうとも、それらを無視し、さまざまな提案に反対するよう各締約国の代表団に働きかけを行うものと思われる。

幸い、持続可能の利用を支持する NGO も、資源の責任ある多角的利用を促進する目的で今回会議に参加する。しかし、最終的決定は締約国政府の判断にかかっている。CITES の将来は、世界の貴重な再生可能な資源のための、責任ある管理技術を締約国が支持するかどうかにかかっている。持続可能な利用の概念はすでに多くの国々によって採用されているが、保護の対象となる動植物によって“選択的”な立場をとっている国もある。しかし、会議に参加する締約国は全て、合理的な科学的政策に基づいて判断を下すべきである。

CITES は、科学的ガイドラインの下での消費的利用、人類への利益のための適切な規則、資源の科学的管理を想定する貿易協定である。

策 10 回締約国会議の決定は、世界の資源管理に大きな影響を及ぼすだろう。その決定はまた国際捕鯨委員会、生物多様性条約、IUCN など多くの国際機関の討議に影響を及ぼし、多くの国の国内・対外政策を形成することになる。

地球上の再生可能な資源は、特定の利益グループの手にゆだねるにはあまりにも重要すぎる。資源の適正な管理は、すべての国のすべての人びとにとって重要不可欠な問題である。CITES に参加する締約国は、これらの資源の責任ある管理を放棄すべきではない。保存とは、「賢明な利用」ということである。第 10 回締約国会議に参加する締約国は、適切な管理と規則を通じて、われわれの資源の持続可能な利用を推進する道を選ばなければならない。

(カニンガム下院議員は、カリフォルニア州第 51 地区選出で、現在 4 期目を務める。下院の議会スポーツマン会議の副会長。)

## 誰がIWCから去るべきか？

### ステファン・S・ポイントン

ヘンケ・アンド・アソシエイツ社 副社長/法律顧問

1年前の今頃、日本が引き続き国際捕鯨委員会に参加することが賢明か否かという疑問が浮上した。

国際捕鯨委員会の、偽善的で違法ともいえる一連の活動によって、ある者は、豊富な鯨種を対象に捕鯨を行なうつもりであれば、カナダやアイスランドに続いて、捕鯨国は今こそIWCを脱退すべきだとの信念を持つに至った。これら捕鯨国である島国や沿岸国は、1000年以上の歴史を持つ文化遺産の継承をひたすら求めてきたのである。

米国を始めとするIWCの加盟国は、国内の政治的配慮を優先してIWC内での対応を決定してきた。これらの国々の決定は、日本やノルウェーといった捕鯨国にとって不都合かつ再生可能資源の管理とも関係のないものであったが、結局、日本とノルウェーは国際捕鯨委員会に留まることとなった。

あれから1年後の今日、再びIWCからの脱退を検討する時がきている。だが、今回は日本やノルウェー - といった捕鯨国の脱退ではなく、他の国、つまり、英国、オーストラリア、ニュージーランドのことである。

このことを理解するには、国際捕鯨委員会設立の基となった国際捕鯨取締条約を振り返る必要がある。1946年にロンドンにおいて、15ヶ国が署名したこの条約は、科学に基づいた“捕鯨産業の秩序ある発展”をその目標に設定している。

もし言葉というものが意味を持つものであれば、IWC憲章の文言は、署名国が科学的手段によって世界の鯨類資源を保護し、捕鯨産業の秩序ある発展を図るものと解釈される。条約締結後、さらに18ヶ国がIWCに加盟し、この憲章に署名した。

1982年、IWCは“一時的な”世界規模の商業捕鯨モラトリアムを実施した。当時モラトリアムを支持した加盟国は、限定的な捕獲が鯨類資源に悪影響を及ぼさないと科学的に証明されれば、1990年までに商業捕鯨の再開が認められるであろうと言っていた。今は1997年であるが、この違法な捕鯨モラトリアムは依然として効力を有している。限定的な捕獲が求められている鯨種は、絶滅の危機に瀕しているどころか、豊富に生存しているということが科学的に証明されているにもかかわらず、この捕鯨禁止措置は継続されているのである。

IWC の加盟国は繰り返し、国際捕鯨委員会の基となる条約を蔑ろにしてきた。これらの国々は厳粛であるべき条約を、あからさまに蔑視してきたのである。

トニー・ボールドリィ漁業大臣は英国議会への 1996 年 5 月 8 日付け書簡の中で、“英国民の圧倒的大多数および英国議会は商業捕鯨に反対である。従って、英国は現在の商業捕鯨モラトリアムを解除しようとするいかなる動きにも反対する”と述べている。

言葉を変えれば、国民の感情や国内の政治的配慮の方が、国際条約よりも重要だということである。この国際条約は 50 年前に、この国の首都で署名されたものである。

英国政府が国内政策に適用する限りに於いては、ボールドリィ大臣の発言は全く問題はない。また、国内政策が政府の外交政策に影響を及ぼさないと考えるのも、愚直なことである。

しかし、英国の姿勢は、IWC 設立の基礎となった条約に違反するものである。英国の態度は、“もはや神を信じていないが、教会には留まりたい”と言っているのも同然である。ボールドリィ大臣の言葉はまた、英国が商業捕鯨に携わっていたという事実を無視するものである。国際捕鯨取締条約が 1946 年に締結された当初、英国の代表は、捕鯨の継続を支持するように政府より指示されていた。英国は第二次大戦後の困窮状態から、国民にタンパク源を供給するため、どうしても鯨肉を必要としていた。

自ら著名した条約に違反し、過去に捕鯨に依存していた事実を無視するという二重のジレンマに直面している英国であるが、その解決策は至って簡単である。

国際捕鯨委員会からの脱退である。そうすれば、英国政府は諸手を挙げて商業捕鯨に反対できるのである。

その他 2 国の脱退も然りである。1996 年 6 月にスコットランドのアバディーンで開催された IWC 会合では、オーストラリアとニュージーランドの代表も英国のボールドリィ大臣と同様の発言を行なった。

1996 年 6 月 28 日の議論の際、オーストラリアのコミッショナーは“オーストラリア新政府は商業捕鯨に強く反対の姿勢をとっており、商業捕鯨を国際的に永久禁止することをその目標としている”と述べた。また同じ議論の場で、その後も同じ所見を繰り返し、“すべての捕鯨に終止符を打つことが、オーストラリアの政策であるということを明確にすることが重要であると考え”と訴えた。

議論の中で、ニュージーランドのコミッショナーも、“ニュージーランドの立

場もオーストラリアと全く同様である”と話している。

これら 3 ケ国政府の明快な見解を賞賛する者がいる一方で、これら政府の対応に息を呑む者もいる。

世界中の大半の国々が何百とある条約に署名しているが、それは条約加盟国が、それぞれの条約の定めに従うことに同意したということの意味する。それらの国々は、条約の規定に従って行動することに同意したわけである。

今年の IWC 年次会議は 10 月にモナコで開催されるが、このヨーロッパの小公国は、賭博カジノでよく知られている。カジノに入る時は、ルールを守ってプレイすることに同意する。いかさまをすれば、追い出されるが、悪くすれば、警察を呼ばれることになる。

15 ケ国が 1946 年に IWC を設立する条約に署名し、またそれに引き続き 18 ケ国が署名した際に、それらの国々は条約の規定を遵守し、ルールに従い行動することに合意したのである。

1946 年の合意の際に掲げられた目的のひとつは、“捕鯨産業の秩序ある発展”である。条約に署名する際、加盟国はこの概念に同意したのである。

今や英国、オーストラリア、ニュージーランドの 3 ケ国は、商業捕鯨への反対をはっきりと宣言している。

10 月の IWC 期間中に、モナコのカジノに行けば分かると思うが、ルールを守らずにプレイすれば、出て行くように求められるのである。

これら 3 ケ国はこれまで IWC のルールに従わずにプレイしてきたのだから、脱退すべきである。

もし、これらの国々が自発的に脱退しないのであれば、10 月の IWC 会合でまず最初にしなければならないことは、“捕鯨産業の秩序ある発展”という言葉に同意しない加盟国に対し、脱退を求める決議を採択することである。この決議が採択され、実行されるまで、他のいかなる議論も始めるべきでない。

そうしない限り世界の国々は、英国、オーストラリア、ニュージーランドの 3 ケ国が他の国際条約で誓った言葉の価値について疑問を持ち始めるに違いない。

彼らの言葉は信じるに値するであろうか？

(ステファン・S・ポイントン氏はワシントンで個人弁護士を営んでいる。ヘンケ・アンド・アソシエイツ社の副社長兼法律顧問、それに資源の持続的利用を求める国際 NGO である国際野性生物管理連盟の副会長を務めながら、IWC や CITES にも NGO として参加している)

## 仙台ワークショップに思うこと

### アルネ・カラン

オスロ大学 文化人類学者

1981年に国際捕鯨委員会(IWC)は原住民生存捕鯨を以下のように定義し、特別に考慮することを決定した。

*「継続的、伝統的な捕鯨および鯨類の利用に依存し、強力な共同体・家族・社会・文化的つながりを共有する原住民、土着民または土民による、又は、そのために行われる地域的、原住民的消費の目的のための捕鯨」*

原住民への妥当な譲歩であると多くの人びとが考えたこの定義にほとんど反対はなかった。しかしこの概念は、「原住民」および「地域的消費」が IWC 文書のどこにも明確に定義されていなかったため、曖昧模糊としたものにとどまった。日本は、小型沿岸捕鯨が、“捕鯨に関連する強力な共同体・家族・社会・文化的つながりをもつ”日本国民によって行われているとの根拠にたち、自国の小型沿岸捕鯨を原住民生存捕鯨と定義しようとした。IWC の多数派はこれに反対したが、その反対は「原住民である」との主張に向けられたものではなかった。そのようにすれば、IWC は、「原住民」という概念の定義を強いられることとなり、自らの中途半端な用語の使用が暴露される危険があったからである。「原住民」という語は、一般的には、外部の植民者に占拠された土地の土着民の子孫と理解されている(参照 1)。この定義に、日本国民は該当しない。しかし、同じように、セントヴィンセント・アンド・グレナディーンズの捕鯨者にも該当しない。なぜなら、カリブの土着民は、スペインの征服により滅んでしまったからである。デンマーク土着民に関する優れた研究家であるジェンス・ダール(参照 2)によれば、グリーンランド住民が原住民に該当することも疑わしいという。なぜなら、彼らは自治を獲得しており、今日では植民地であるとはいえないからである。事実、該当するといえるのはアラスカとロシアのイヌイトだけである。政治的概念である「原住民」という語の定義をめぐる論議は、イヌイト住民がいまだ自決権を拒否されているという事実を認めるという困惑すべき立場に米国を追い込む可能性がある。

こうしてみると、原住民生存捕鯨という概念の第二の要素、すなわち“生存”に焦点を合わせた方が無難に思われる。“生存”は、政治的色彩が少ない経済的概念である。“生存”という語も定義されておらず、それはよく“商業的”という言葉と対比される。このために、日本の小型沿岸捕鯨は商業的要素があるとい



う理由で、原住民生存捕鯨の位置付けを与えられなかった。最初 1993 年の京都会議に提出された日本の「共同体ベースの捕鯨のための行動計画」は、商業捕鯨モラトリアムが解除されるまで、ミンククジラ 50 頭というわずかな暫定捕獲枠を沿岸捕鯨者に与えるために、商業的側面を排除しようとする試みだった。この行動計画は、着実に手直しをされ、1995 年の IWC 決議において“建設的な管理要素”として認められた。そして 1996 年にはワークショップに対し、“社会経済および文化的必要性のもつ商業的側面を検討・明確化するよう”求める決議が採択された。

同決議に基づいてワークショップを開催することとなったが、このワークショップは、通常、参加者共通の目標または理解に向けて作業を行う非公式な自由な討議の場である。この点を念頭において、日本および外国の社会学者が 1997 年 3 月に、仙台に招待された。しかし、オープンな学術的討議を行うという希望は大きく裏切られた。米国が、ワークショップ議長は学者ではなく IWC を内部から知っている者でなければならず、また同会合を NGO にも開放すべきと主張したためである。この為、この会合は通常の IWC の作業部会になってしまった。つまり IWC の行き詰まりが仙台会議にも持ち込まれたということである。在京大使館の下級館員を同会合に派遣した英国、ニュージーランド、オーストラリア、ドイツ、スウェーデンなどの反捕鯨国に、建設的に会議に貢献する意欲がないことは明らかだった。我々が目にしたのは、活発な討議ではなく、各国代表団が会議場で、「わが国政府の見解は・・・」といった紋切り型の発言を繰り返す典型的な IWC の会合であった。

1996 年決議に反対した国々は、問題解決の進展を阻止するためあらゆる手段を講じた。しかし、それでもこのワークショップに全く価値がなかったというわけではない。鮎川への記念すべき視察旅行は、ワークショップ代表と捕鯨者との直接交流を可能にしたし、このワークショップによって、米国、英国、ニュージーランド、オーストラリア、オランダなどの国がいかなる状況の下でも日本の暫定枠を支持しないことが明らかになったからである。オランダの委員は、私見として日本の行動計画案は将来商業捕鯨モラトリアムが解除されれば貴重な管理手段となりうると述べた。しかし、商業捕鯨が許可された時に、なぜ小型沿岸捕鯨から商業的要素を排除する必要があるのだろうか？

文化人類学者にとって、ワークショップでの“討議”は、その言外に興味あるものがあつた。ここでは資本主義と市場の力を強力に支持する人びとが、商業主義に反対する論議を展開し、捕鯨者が市場へアクセスすることを拒否している。なぜだろう？ 筆者は、商業的活動がもつ管理上の意味合いはどのようなも

のかを反捕鯨の代表国に尋ねた。我々は、多くの商業的活動が持続可能であることを知っている。筆者の問に対する米国の回答は、「その問題は今回のワークショップの付託事項の外である」ということであった。管理に関する事項の討議が付託事項ではないというのだろうか？ IWC は鯨の管理のための機関ではないのか？

米国の答えは奇妙に聞こえたが、それはそのまま IWC の現状を反映していると思われる。IWC 加盟国が、管理事項に関する討議に反対するとは！ 結局“商業的要素”について行なわれた議論は、まったく資源管理とは関わりのないものとなった。さらに、このワークショップは捕鯨における“商業性”と“生存性”の意味の違いを特定することもできなかった(参照 3)。例えば、鯨肉と鯨皮の半分以上が国営農場の毛皮動物用の餌として使われているのに、なぜロシアの捕鯨が原住民生存捕鯨とされるのであろう。またグリーンランドとアラスカの捕鯨の商業的要素がなぜ検討されないのか。1994年に、英国の IWC 委員は、商業社会において非商業性を維持することは不可能であるとの理由で、日本の行動計画に反対した。しかしなぜこれが他の国、例えば米国で行なわれている商業活動に適用されないのだろうか。アラスカの鯨肉がカリフォルニアに持ち込まれているという話もあるし、さらに重要なのは、米国での捕鯨活動が貨幣経済に組み込まれ、石油産業の収益とも緊密に結び付いているという事実である。

このような一貫性の欠如から、日本の一部では IWC は人種差別的であると考える人たちがいる。確かに IWC のある加盟国は IWC を日本叩きの場と考えている。しかし、ノルウェーとアイスランドも同じような仕打ちを受けている。むしろ我々は、IWC の状況は、アメリカが直面している問題を反映していると見るべきである。つまり米国政府は強力な環境保護・動物福祉運動と原住民への責任との間の板挟みになっているのである。米国政府は、環境保護団体とイヌイットの双方を満足させるために、「正しい捕鯨」と「有害な捕鯨」の間に人工的な線を引かなければならなかった。この見方にたてば、イヌイットの捕鯨は倫理的に正しく、恩恵をもたらすもので、自然と調和するものであるのに対し、日本とノルウェーの捕鯨は、倫理的に不正で、自然破壊ということになる。前者は原住民生存捕鯨、後者は商業捕鯨と呼ばれるのである。

この二分法は、正しい情報に基づく自然資源の管理と何の関係もない。米国とその支持者にとって、(筆者が別の場所でトーテム式と呼んだ(参照 4))このような世界観を維持するためには、日本の沿岸ミンククジラ捕鯨者への暫定枠を拒否することが重要なのである。暫定枠を与えてしまうと、生存活動を行う原住民と商業的活動を行う非原住民の間を分けている、このおかしな二分法が曖

味になってしまうからである。IWC の政策は、管理目的というよりも、米国の国内問題を解決するための必要性にますます支配されているようである。したがって、IWC はまったく信用をなくしてしまったというのが筆者の考えである。

参考文献：

Andrew Gray, "The indigenous movement in Asia." In *Indigenous People of Asia*, ed. by R.H. Barnes, A. Gray and B. Kingsbury. Ann Arbor: Association for Asian Studies. 1995.

Jens Dahl, *Indfodte folk (Indigenous Peoples)*, Copenhagen: IWGIA, 1992 (in Danish).

Brian Moeran, "The cultural construction of value. 'Subsistence', 'commercial' and other terms in the debate about whaling." *Maritime Anthropological Studies*, Vol.5(2), 1992, pp.1-15.

Arne Kalland, "Management by totemization: Whale symbolism and the anti-whaling campaign," *Arctic*, Vol.46(2), pp.124-133.

## 反捕鯨運動に根ざす無知とロマンチズム

メアリー・キング

英国ジャーナリスト

昨年の夏、国際捕鯨委員会(IWC)の年次会議が開催されていたときに、私は英国にいた。母と一緒に昼食をしている間、BBCのIWC会議関係のニュースが流れ、日本の漁業者が捕鯨砲でミンククジラを殺している場面が放映された。

私は、以前に牛や豚の屠殺場面や鶏が熱湯に投げ込まれるのを見ていたため、BBCの捕鯨の映像になんら衝撃を受けなかったが、母にとっては大変なショックだった。流血の場面や鯨が苦しんでいる場面は映しだされなかったものの、このニュース番組は視聴者の神経を逆なでするものであった。母の反応はその日テレビ・ニュースを見た多くの英国人の典型的反応であったろう。

母は皿を不快そうに押しやって、人生の中でもっとも不快な場面を目撃したようにテレビに向かって叫んだ。「本当にひどい。なんであんな美しい動物にこんなひどい仕打ちができるのだろう。」

それから母は私のほうを振り返り怒りを込めていった。「おまえ、恥ずかしいと思わないのかい。こんな殺しかたを見たあとで、どうしてクジラの肉など食べられるのかい。」

母の反応は私にとって意外ではなかった。ニュース番組は三分も続かなかったが、私は、マスメディア、特にテレビが、我々のものの見方を作り上げるだけでなく、しばしば自分たちが育ってきた文化の価値観を支えているということを実感した。BBCの報道はバランスを取り、感情に流されず、公平を期すように企画されていたが、報道番組はうたがいがなく、動物の屠殺シーンを見せることで、平均的な英国人の感情を害するものであった。西欧人のなかでおそらく、英国人は、動物愛護についてもっとも敏感であることで知られている。事実、多くの人々はこれが英国人の最も愛すべき奇癖の一つと考えている。しかし、残念なことに、英国人の動物に対する思いやりの気持ちは、子ども、老人、社会的弱者には同じように向けられることはない。

BBCの報道は、また先進工業国(特に、西欧や北米)では、人々は自国や貧困国の恵まれない人々の苦しみには慣れっこになっているが、動物を苦しめる人たち(とその様に思い込んでいる)に怒りを向け、動物に慈愛の手を差し伸べるという悲しい事実を浮き彫りにしたように思えた。

私の母は平均的な英国人と同じく、ブルンジ、ルワンダ、ザイール、ボスニアなどの人たちが直面する悲惨な状況をテレビで見ながら、何ら不快感を覚えることなく食事ができる。しかし、動物虐待の番組を見ると、ただちに、「動物への残虐行為に反対する英国王立協会」や WWF にただちに小切手を送るのである。

BBC の捕鯨番組が母を怒らせた背景には、アイスランド、ノルウェー、フィンランドをのぞき、ほとんどの西欧諸国の人々にとって「クジラを殺し、食べる」という考えは理解しがたいという事実がある。クジラはヨナとクジラなどの聖書の話しやピノキオなどのおとぎ話と結びついており、多くの人々の心の中でロマンチックな存在になっている。マスコミも、クジラは絶滅に瀕しているか、絶滅に向かっていく種だとたえず繰り返している。そのため、ホエールウォッチングが、自分たちの孫の世代はこの壮大な海の生き物を見ることはあるまいと考える多くの西欧人の旅行計画に入れられることになる。クジラは、未来に神秘的な世界を開示してくれる壮大な哺乳動物であり、ホエールウォッチング・ツアーは、それを間近にみるという希有な機会を与えてくれるという意味でロマンチックな感情を掻き立てる。私もカナダや南アフリカでホエールウォッチング・ツアーに参加したことがあるが、決して安い娯楽とは言えない。ホエールウォッチングは膨大な利益を上げているが、クジラに近づきすぎたり、触ろうとして、鯨を神経質にしていることについてはあまり報道されていない。バハ・カリフォルニア沖などで、クジラに近づくというユニークな経験をするために、カメラを抱えて押しかけた観光客が、クジラの繁殖活動を妨害したという報道を 2 度ほど読んだことがある。将来自然界でのクジラの行動様式に悪影響をおよぼすような事態が増えることは間違いない。そしてホエールウォッチングはクジラを幸せにするよりも、金もうけが目的であることが明らかになるだろう。将来多くの町や村がホエールウォッチング産業に乗り出し、観光客の気まぐれを満たす代償として環境破壊が進むだろう。地元住民は、バスで波のように押し寄せる観光客や、ごみや騒音で迷惑を被るだろうが、ホエールウォッチング・ビジネスの利益が優先されることになる。

あまりにも多くの無知がクジラ問題を取り巻いている。多くの西欧人は、日本人が情け容赦なく絶滅の恐れがあるクジラを殺していると信じ込んでいる。中には資源状態が深刻な鯨もいるかもしれないが、これは日本の捕鯨者が捕獲している鯨種ではない。日本が捕獲している南極海のミンククジラ資源は 76 万頭以上生息するといわれ、初期資源を上回っている。1992 年に IWC 科学委員会は、資源全体の健全性を損なうことなく、年間 2000 頭の捕獲が可能だ

と推定した。

また世界中の人々、特に西欧人が他の国々の慣習や価値観を受け入れようとしないのは悲しいことだと思う。他の国々の文化や習慣を尊重すれば、国家間の戦争や政府間の対立も少なくなるだろう。

もちろん、欲しいものはすべて手にし、自分たちの価値体系だけが正しいと信じ、何ら行動せずに、肌の色、宗教、習慣、食文化などで、他者を批判するばかりでは、妥協は容易ではない。

母は、私が鯨肉が好きだということで私を非難したのだが、私は母が別の文化的視点から捕鯨を見られるよういくつかの問を投げかけた。

母はずっと都会に暮らしており、田舎に行くことはめったにない。田舎では、キジやウサギを鉄砲で撃ち、犬を連れてキツネ狩りに出かけるのは日常茶飯事である。また、母は海に行くこともめったになく、行くとしても海水浴くらいである。だから、漁民が魚を捕り、はらわたを取り出し、皮をはぐところを見ることもない。先進工業国にすむ多くの人々と同じく、母にとって肉や魚はスーパーマーケットで買うものである。そこでは、肉や魚はこぎれいにプラスチック・バックに入れられ、包装されている。内臓や毛や血の痕跡はほとんど見られない。先進工業国の大都会にすむ人々は豚、牛、鶏などの屠殺現場を見ることはほとんどなく、動物を殺すことを考えただけで震え上がる。私の母のように、ウェイトローズやテスコスなどのスーパーマーケットで肉や魚を買うが、そこでは死とか苦痛を想像させるものはなにもない。しかし、特に第三世界や開発途上国では、レストランで食事を待つ間または市場で肉の代金を払う前に、目の前で豚や鶏が殺されるのはとりたてて不思議なことではない。

私はまた、かりに母がヒンズー教徒であり、狂牛病のために何十万頭という英国の牛が大量屠殺されている光景を BBC が放映したとしたら、どのように感ずるか考えてほしいと言ってみた。BBC は殺されていく牛の姿を映像で流しはしない。そのような映像は一般的な英国人をおびえあがらせ、狂牛病に対する国民の怒りをさらに煽ることになる。狂牛病騒動は英国の農民に大きなダメージを与えただけでなく、現政権に国内の支持を失わせ、また他のヨーロッパ諸国との関係においてイメージの失墜につながった。さらに悪いことには、ある種の牛肉製品を食べた人が狂牛ウイルスに感染し、死亡したという疑いも出ている。

我々は皆自分たちの文化に閉じ込められている。しかし、盲目的に他国民を非難する前に、我々自身の価値観における矛盾を正視し、我々が攻撃しようとしている人たちの主張を理解するよう努めるべきである。

ミンククジラは絶滅のおそれある鯨種ではない。鯨は、日本の食文化に根を下ろした一つの価値であり、高度の栄養価をもつ食物である。外国のある人たちが鯨のイメージを理想化し、鯨が捕獲によって絶滅に追いやられ、将来、孫の世代に伝える痛ましい、伝説上の生き物になってしまうなどと主張したとしても、日本国民は鯨食文化を放棄すべきでない。